

業 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 7 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般  
社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
事 業 部

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

前略 標記通達の一部改正につきましては、日整連第6-221号（令和6年8月20日付）でお知らせしたところです。

今般、当該通達の別紙に記載されている二輪自動車のロービーム測定における特例扱い（⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る））の記載例について、一部誤り等があったことから、本件の修正を目的として再度改正することとし、別紙のとおり当会あて通達がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会傘下会員事業者に対して、周知方よろしく願いいたします。

なお、本件につきましては、後日、貴会専務理事あてに改めてお知らせしますことを申し添えます。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、後藤、石原）

## 「指定整備記録簿の記載要領について」(平成7年3月27日付け自整第67号)の一部改正について

## 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">自 整 第 6 7 号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局自動車整備課長</p> <p style="text-align: center;">指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附則(略)</p> <p><u>附則(令和7年7月4日 国自整第87号)</u></p> <p><u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u></p> <p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p style="text-align: right;">自 整 第 6 7 号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局自動車整備課長</p> <p style="text-align: center;">指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>附則(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新		旧																																																																									
<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>		<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">前 照 灯</th> </tr> <tr> <th>取付高さ</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い灯 特例ライン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 8 cm</td> <td></td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光軸</th> <th>下</th> <th>下</th> </tr> <tr> <td><u>水平以下</u> cm</td> <td></td> <td>Cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右</td> <td>左・右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光度</th> <th>主×100</th> <th>主×100</th> </tr> <tr> <td><u>1 6 0</u> cd</td> <td></td> <td>cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100</td> <td>副×100</td> </tr> <tr> <td>4 5 cd</td> <td></td> <td>cd</td> </tr> </tbody> </table>		前 照 灯			取付高さ	右	左	すれ違い灯 特例ライン			5 8 cm		cm	光軸	下	下	<u>水平以下</u> cm		Cm		左・右	左・右		cm	cm	光度	主×100	主×100	<u>1 6 0</u> cd		cd		副×100	副×100	4 5 cd		cd	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">前 照 灯</th> </tr> <tr> <th>取付高さ</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い灯 特例ライン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 8 cm</td> <td></td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光軸</th> <th>下</th> <th>下</th> </tr> <tr> <td><u>5-6</u> cm</td> <td></td> <td>Cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右</td> <td>左・右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光度</th> <th>主×100</th> <th>主×100</th> </tr> <tr> <td><u>1 0 0</u> cd</td> <td></td> <td>cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100</td> <td>副×100</td> </tr> <tr> <td>4 5 cd</td> <td></td> <td>cd</td> </tr> </tbody> </table>		前 照 灯			取付高さ	右	左	すれ違い灯 特例ライン			5 8 cm		cm	光軸	下	下	<u>5-6</u> cm		Cm		左・右	左・右		cm	cm	光度	主×100	主×100	<u>1 0 0</u> cd		cd		副×100	副×100	4 5 cd		cd
前 照 灯																																																																											
取付高さ	右	左																																																																									
すれ違い灯 特例ライン																																																																											
5 8 cm		cm																																																																									
光軸	下	下																																																																									
<u>水平以下</u> cm		Cm																																																																									
	左・右	左・右																																																																									
	cm	cm																																																																									
光度	主×100	主×100																																																																									
<u>1 6 0</u> cd		cd																																																																									
	副×100	副×100																																																																									
4 5 cd		cd																																																																									
前 照 灯																																																																											
取付高さ	右	左																																																																									
すれ違い灯 特例ライン																																																																											
5 8 cm		cm																																																																									
光軸	下	下																																																																									
<u>5-6</u> cm		Cm																																																																									
	左・右	左・右																																																																									
	cm	cm																																																																									
光度	主×100	主×100																																																																									
<u>1 0 0</u> cd		cd																																																																									
	副×100	副×100																																																																									
4 5 cd		cd																																																																									
<p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>「光軸の上下」の欄に<u>「水平以下」</u>と記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>		<p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>(注)「光軸の上下」の欄に<u>「右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで」</u>記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>																																																																									
<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>		<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>																																																																									